

平成28年3月から始まります

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

のご案内



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは?

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるために、要介護状態になることを予防し、日常生活上の困りごとを支援する介護保険制度の仕組みの一つです。要支援認定をお持ちの方と基本チェックリストで事業対象者(要支援相当)と判定された方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業があります。

介護予防・生活支援サービス事業

- 利用できるサービスは、訪問型サービス(ホームヘルプサービス)、通所型サービス(デイサービス、短期集中予防サービス)です。要支援の認定を持っていなくても、基本チェックリストに該当し、必要と認められた場合にはこれらのサービスを利用できます。
- ご相談は、お近くの地域包括支援センターや在宅介護支援センターまたは、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

一般介護予防事業

- 65歳以上の方が利用できます。
- 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などを目的とした教室です。(5回コースまたは8回コース)
- 利用をご希望の際は、保健所 健康づくり課にお問い合わせください。

船橋市

平成28年2月

総合事業のサービス

1. 介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援1・2の認定を受けた方
②基本チェックリストで事業対象者と判定された方



事業	内容
訪問型サービス (ホームヘルプ)	自立支援の観点から、自ら家事等を行うことができるよう手助けなどの援助を行います。また、ご本人やご家族等で行うことが困難な家事等についてはホームヘルパーにより提供します。
通所型サービス (デイサービス等)	デイサービスセンター等で機能訓練やレクリエーション等の介護予防のためのプログラムを提供します。
介護予防ケアマネジメント	総合事業による上記のサービス等が適切に提供できるように地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)を作成します。

2. 一般介護予防事業

対象者：65歳以上のすべての高齢者

事業	内容
介護予防普及啓発事業	65歳以上の高齢者を対象に介護予防教室等を開催し、介護予防活動の普及・啓発を行います。

総合事業の開始により変わること

1. サービスの内容や料金が多様化します

平成28年3月以降、要支援1・2の認定を受けた方(更新含む)や基本チェックリストで事業対象者と判定された方(以下「事業対象者」という。)は、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスを、総合事業のサービスとして利用できます。また、従来のサービスに加えて、市独自の新たな訪問型サービスや通所型サービスも利用できるようになります。

2. 要支援相当の判定方法が2種類になります

総合事業を利用するには、まず要支援相当の状態と判定される必要があります。「要支援」の認定を受けて、必要と認められた場合、あるいは地域包括支援センターまたは、在宅介護支援センターにて対面方式で行う「基本チェックリスト」に該当し、必要と認められた場合に総合事業のサービスを利用できます。基本チェックリストの質問項目及び事業対象者に該当する基準は介護保険法に基づいたものです。

なお、これまで介護予防の対象者を把握するためにご自宅に送付しておりました基本チェックリスト(二次予防事業対象者把握事業)は、総合事業開始に伴い平成28年3月より廃止になりました。

地域包括支援センター等で行う総合相談からサービス利用まで

地域包括支援センターと在宅介護支援センターでは、高齢者の方の介護や福祉などに関する様々な相談を受けています。サービスご利用までの流れは以下の通りです。

相談

1. お近くの地域包括支援センターや在宅介護支援センター（7・8ページ参照）または、担当のケアマネジャーにお困りのことについてご相談ください。



面接

2. 心身の状況や生活の様子を確認させていただきます。

ご本人の心身の状況を判断するため、必要に応じて次のいずれかをご案内します。

- ① 要介護（要支援）認定申請

認定調査員がご本人宅を訪問し、生活の状況などを調査します。その結果に基づいて、医師などで構成する介護認定審査会で、ご本人がどのくらい介護が必要か（要介護度）を認定します。

- ② 基本チェックリストの実施

事業対象者に該当するかを確認するため、ご本人の生活の状況など、いくつかの質問に回答していただきます。



ケアプラン作成

3. ケアプランを一緒につくります。

2. の結果、要支援 1・2 の認定を受けた方または事業対象者となった場合、ご本人が望む生活の姿を目標として定め、それを実現するために必要な介護予防・生活支援サービス等とその利用回数について、地域包括支援センター等の専門職と相談しながらケアプランをつくります。



サービス利用

4. 介護予防・生活支援サービス等を利用していただきます。

3. のケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス等を利用します。利用できるサービスは、ご本人の状態により異なります。



利用の手続き

40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定が必要になります。

要支援1・2の認定を受けた方及び65歳以上の方

お近くの地域包括支援センターや在宅介護支援センターまたは、担当のケアマネジャーに相談をします。(7・8ページ参照)

お困りの内容を伺います。

基本チェックリストを実施

非該当

事業対象者

要介護(要支援)認定申請

認定調査・医師の意見書

要介護認定審査会

要支援1・2

要介護1~5

非該当

要介護(要支援)認定者として被保険者証を交付

訪問型・通所型サービスのみの利用者

介護予防サービスの利用者

介護サービスの利用者

介護予防ケアマネジメント依頼の届出

事業対象者として被保険者証を交付

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

サービス計画作成依頼の届出

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防サービス
介護サービス

一般介護予防事業 全ての高齢者が利用できます。事業対象者の判定等は不要です。

介護予防・生活支援サービス事業の内容

1. 訪問型サービス

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、共に家事等を行うことによってご自身ができることが増えるよう支援します。また、ご本人やご家族等で行うことが困難な家事等についてはホームヘルパーにより提供します。ケアプランに基づき、下記のサービスが提供されます。

サービス名称	介護予防訪問型サービス	介護予防生活支援サービス（※1）
説明	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。	市独自のサービスです。ご本人やご家族等で行うことが困難な日常生活に必要な家事の代行をします。入浴・外出・排泄・服薬介助等は対象になりません。
サービス提供者	有資格ヘルパー	船橋市認定ヘルパー（※2）
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 掃除や整理整頓 生活必需品の買い物 一般的な調理、配下膳 衣類の洗濯や補修 薬の受け取り など 入浴や整容の介助（見守り） 外出の見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> 掃除や整理整頓 生活必需品の買い物 一般的な調理、配下膳 衣類の洗濯や補修 薬の受け取り など
対象にならないサービス	<p>ご本人以外のためにすることや、日常生活に必要な家事の範囲を超えることは対象になりません。たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ご本人以外の家族のための家事 院内介助、入退院の送迎 草むしり、花木の水やり 犬の散歩等ペットの世話 自家用車の洗車、清掃 来客の応接 大掃除、窓ガラスみがき、床のワックスがけ など 	

○自己負担（1割）の目安 一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割になります。利用者の状態や事業所の形態により金額が異なる場合があります。

【介護予防訪問型サービス】

週1回程度の利用⇒1か月 約1,300円
 週2回程度の利用⇒1か月 約2,600円
 週3回程度の利用⇒1か月 約4,100円

【介護予防生活支援サービス】

週1回程度の利用⇒1回 約260円
 週2回程度の利用⇒1回 約270円
 週3回程度の利用⇒1回 約280円

※1 「介護予防生活支援サービス」については、平成28年4月以降のサービス開始となります。

※2 船橋市認定ヘルパーは、市が実施する研修を修了した人です。



2. 通所型サービス

デイサービスセンター等で生活機能の維持向上のための機能訓練や食事、入浴、レクリエーションなどの介護予防のためのサービスが日帰りで行われます。ケアプランに基づき、下記のサービスが提供されます。それぞれのデイサービスセンター等ごとに提供するサービス内容が異なります。

サービス名称	介護予防通所型サービス	介護予防運動機能向上デイサービス※	介護予防ミニデイサービス※
説明	従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。	機能訓練指導員による運動器の機能向上を目的としたサービスです。	閉じこもり予防や、自立支援を目的としたサービスです。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴など日常生活上の支援 ・専門的な機能訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な機能訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、レクリエーション等
提供時間	(3時間以上)	2時間以上	3時間以上

○自己負担（1割）の目安 一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割になります。利用者の状態や事業所の形態により金額が異なる場合があります。

【介護予防通所型サービス】	【介護予防運動機能向上デイサービス】	【介護予防ミニデイサービス】
要支援1相当⇒1か月 約1,800円	週1回程度⇒1回 約320円	週1回程度⇒1回 約300円
要支援2相当⇒1か月 約3,600円	週2回程度⇒1回 約330円	週2回程度⇒1回 約310円

※「介護予防運動機能向上デイサービス」と「介護予防ミニデイサービス」については、平成28年7月以降のサービス開始となります。



● 短期集中予防サービス（はつらつ高齢者介護予防教室）

短期間（12回程度、週1～2回程度）集中して取り組む、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など、日常生活活動の改善を目的とした通所型サービス事業です。参加費は無料です。



船橋市地域包括支援センター・在宅介護支援センター担当地区一覧

中部 地域包括支援センター	北本町 1-16-55 保健福祉センター1階 047-423-2551		
	夏見在宅介護支援センター	047-460-1203	米ヶ崎町、夏見、夏見台、夏見町
	高根・金杉在宅介護支援センター	047-406-8765	金杉、金杉台、金杉町、高根町、緑台
新高根・芝山、高根台 地域包括支援センター	芝山 1-39-7 フォレスト芝山 104 047-404-7061		新高根、芝山、高根台
	高根台在宅介護支援センター	047-774-0412	高根台
東部 地域包括支援センター	薬円台 5-31-1 社会福祉会館3階 047-490-4171		
	前原在宅介護支援センター	047-403-3201	中野木、前原東、前原西
	二宮・飯山満在宅介護支援センター	047-461-9993	滝台、滝台町、二宮、飯山満町
	薬円台在宅介護支援センター	047-496-2355	七林町、薬円台、薬園台町
	習志野台在宅介護支援センター	047-462-0002	習志野台、西習志野
三山・田喜野井 地域包括支援センター	三山 6-41-24 田屋ビル 103	047-403-5155	田喜野井、習志野、三山
西部 地域包括支援センター	本郷町 457-1 西部消防保健センター4階 047-302-2628		
	葛飾在宅介護支援センター	047-410-0072	印内、印内町、葛飾町、古作、古作町、西船、東中山、本郷町、山野町
	中山在宅介護支援センター	047-302-3212	二子町、本中山
	塚田在宅介護支援センター	047-430-7722	旭町、北本町、行田、行田町、前貝塚町、山手
法典 地域包括支援センター	馬込西 1-2-10 寿ビル A101	047-430-4140	上山町、藤原、馬込町、馬込西、丸山
南部 地域包括支援センター	湊町 2-10-25 市役所3階 047-436-2883		
	宮本在宅介護支援センター	047-420-7011	東町、市場、駿河台、東船橋、宮本
	湊町在宅介護支援センター	047-420-1128	栄町、潮見町、高瀬町、西浦、浜町、日の出、湊町、若松、本町3丁目
	本町在宅介護支援センター	047-422-9800	本町（3丁目以外）
	海神在宅介護支援センター	047-410-1230	海神、海神町、海神町東・西・南、南海神、南本町

北部 地域包括支援センター	三咲 7-24-1 北部福祉会館 1 階	047-440-7935	
	二和在宅介護支援センター	047-448-7115	二和東、二和西
	三咲在宅介護支援センター	047-404-7333	三咲、三咲町、南三咲
	八木が谷在宅介護支援センター	047-448-6300	咲が丘、高野台、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町
	松が丘在宅介護支援センター	047-461-3465	松が丘
	大穴在宅介護支援センター	047-400-2355	大穴南、大穴北、大穴町
豊富・坪井 地域包括支援センター	神保町 117-8	047-457-3331	大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、豊富町
	坪井在宅介護支援センター	047-469-1100	坪井町、坪井東、坪井西

※お近くの地域包括支援センターあるいは在宅介護支援センターのどちらかにご相談ください。
(平日 9~17時)

- 介護保険や総合事業の制度等に関する問い合わせ先
⇒ 介護保険課 047-436-2304
- 介護予防ケアマネジメントや基本チェックリスト等に関する問い合わせ先
⇒ 包括支援課 047-436-2882
- 一般介護予防事業や短期集中予防サービス等に関する問い合わせ先
⇒ 保健所 健康づくり課 047-409-3404

